

# 辛子めんたいこの製造・販売における HACCPに沿った衛生管理の制度化についての講習会 (オンライン形式)

2018年6月に食品衛生法が改正され、原則として全ての食品等事業者は一般的な衛生管理に加え、「HACCPに沿った衛生管理」を実施することが義務付けられました。経過措置期間が終了する2021年5月31日までに導入しなければなりません。そのため、協議会では講習会を開催しHACCP制度化の基本および製造・販売の現場でのやり方について、作成者が重要なポイントを解説いたします。製造・販売の皆様の受講をお勧めします(受講料無料)。

## 1. 日時

2021年2月22日(月) 13:00~16:00(3時間)※途中休憩有



## 2. 開催方法

オンライン(ZOOM 会議)での開催となります。

接続設定等の詳細については、お申込み後eメールアドレスにご案内申し上げます。

## 3. 講習内容(2部構成+行政からの情報提供)

- ・1部「HACCPに沿った衛生管理の概要と導入の視点」
- ・2部「HACCPの実施について～手引書を使ってはじめましょう～」
- ・行政からの情報提供「食品衛生法の改正について」

## 4. 受講対象者

協議会会員または会員以外の辛子めんたいこの製造・販売に従事されている事業者等。

受講者の方には予め、「辛子めんたいこ小規模事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」(無料)を送付いたします。

## 5. 申込方法(①または②のいずれかの方法)

①協議会 HP(下記)の申し込みフォームより必要事項を入力、送信する。

PC・スマホ・タブレット等からもお申し込み頂けます。

②eメールに次の1.~5.の必要事項を記入し下記のアドレスに送信する。

1.氏名 2.会社名 3. eメールアドレス 4.電話番号 5.住所

※ 申込者にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書を送付します。

上記②の送信先アドレス:info@mentaiko-ftc.org

ホームページアドレス:http://www.mentaiko-ftc.org/

※ 電話・FAXによる申し込みは受け付けておりません

※ お問い合わせは協議会事務局まで 092-403-0191 またはお問合せフォームで